平成２８年（フ）第３５７号
愛媛県松山市北斎院町438番地　友和マンション206号
債務者　森本　千春
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６８号
愛媛県松山市北斎院町751番地１　メゾンジュネス106号
債務者　亀岡佐和子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７１号
福岡県柳川市三橋町江曲88番地
債務者　山田　直行
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第２号
福岡県田川市大字夏吉607番地６　県営夏吉団地３棟　101号室
債務者　小川　優彦
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第３号
福岡県田川市大字伊田2739番地　三井伊田三井伊田団地３－３－５
債務者　星野　孝子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２７１号
佐賀市諸富町大字山領824番地９　古賀貸家２号
債務者　栗原　雅美（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
佐賀県多久市南多久町大字長尾4325番地25
債務者　木村　太一
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
佐賀市大和町大字東山田4262番地１
債務者　小野　　喬
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
佐賀県西松浦郡有田町下山谷乙213番地
債務者　石橋　好和
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１８３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山甲2224番地１
債務者　田崎　竜太
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１号
佐賀県鹿島市浜町302番地４　県営新方団地１－33号
債務者　深見建設こと　深見健一郎
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田2159番地１
債務者　木室　久雄
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田2159番地１
債務者　木室由美子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４６１号
熊本市東区長嶺東３丁目３番56号
債務者　植垣　百合
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５０５号
熊本市西区上熊本３丁目15番２－201号　県営住宅
債務者　吉生　匡孝
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７号
熊本県合志市幾久富1909番地546　むさしハイツ　203号、前住所熊本県菊池市七城町加恵252番地
債務者　赤星麻由美
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７２号
宮崎市清水１丁目３－16　ドルチェ203号、住民票上の住所宮崎市中村東１丁目２番24号シティコーポ大淀201号
債務者　中村　真実
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
宮崎地方裁判所破産係